336

質問第三二六号平成二十四年七月十一日提出

柔道整復師健康保険療養費に関する質問主意書

提出者

平

山泰

朗

柔道整復師健康保険療養費に関する質問主意書

柔道整復師 の健康保険療養費に関する取 り扱いは通例 「医師点数表 (告示) 」改正後二ヶ月後に医師点数

表改正に準じて改正されるとされている。 しかし今回、 平成二十四年四月一日改正後、 既に三ヶ月以上にな

るが、未だ改正されていない。

また、 現在の柔道整復師療養費算定基準は、 健康保険適用当初の「告示」準拠による「同一患者の同

病の同一医療の同一評価」という評価から外れ、 医師点数評価と対比すると、 明らかにその差は大きなもの

となっている。

そこで、以下の事項について質問する。

柔道整復師療養費算定基準が、 今回改正されないのはなぜか。 その権限と責任の所在も含め、 具体的に

説明されたい。

一 現行柔道整復師療養費算定基準の妥当性

1 そもそもなぜ健康保険医療費における 「同一患者の同一傷病の同一治療の同一評価」 との評価から外

れ 医師点数評価と柔道整復師療養費算定基準にその差をつける根拠は何か。 明確に示されたい。

- 2 柔道整復師は 「診断不可」としているが、 脱臼・骨折などの診断不可で医師の同意を得る診断の判断
- をすること自体矛盾するのではないか。その見解を示されたい。
- 3 同じ骨折で、 柔道整復師は「不全骨折」があるが医師はなぜ 「骨折」 のみなのか。 その見解を示され

たい。

- 4 柔道整復師対象傷病で医師は毎回の診療の都度の診断料 (再診料)があるが、 なぜ柔道整復師は無い
- のか。その見解を示されたい。
- 5 肘内障徒手整復で「医師の徒手整復」と「柔道整復師の徒手整復」 で何が違うとされているのか。

そ

- の見解を示されたい。
- 6 同じ 肘内障で医師療養費八千円に対し、 柔道整復師療養費二千八百円の金額差はなぜなのか。 その見

解を示されたい。

7 同じ肘内障で、 医師は「乳幼児加算」があるが、 なぜ柔道整復師にはないのか。 その見解を示された

61

8 同じ肘内障で医師には 「手術料加算」 があるが、 なぜ柔道整復師にはないのか。 その見解を示された

; J

9 これまでの疑問について、厚生労働省は今までに指摘をされたことが多々あったかと思われるが、そ

の過去歴を回答とあわせて公開されたい。

右質問する。